

証券コード 4335
令和6年9月10日

株 主 各 位

大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 16階

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役社長 渡 邊 寛

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ips.ne.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「決算開示情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4335/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・ピー・エス」又は「コード」に当社証券コード「4335（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年9月24日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年9月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルームB01
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ips.ne.jp/>）及び株主総会資料掲載ウェブサイト、東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

事業報告

(令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会・経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復しました。一方、不安定な国際情勢や円安を背景に物価の上昇傾向が長期化しております。また、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響など、世界的な景気低迷が懸念されており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、SAPパブリッククラウドの本格的な普及が始まり、基幹システム導入コストの低減をはかりながら、DX技術を活用した業務プロセスの構築などIT投資需要の更なる増加が期待されています。

かかる状況の下、当社グループは準大手および中堅企業のERP導入短縮化と業務品質向上の支援を行うとともに、本稼働後の業務サポートを通じて、より高度な管理会計やシステム利用技術を習得してもらうシステム活用の高度化をすすめて参りました。さらに、新規事業としてAIを活用した需要予測や業務品質向上を実現するためのスマート工場化の支援もすすめております。また、営業活動においては、中堅成長企業のためのDXフォーラムを開催するなど、Webセミナーやオンライン個別相談会などを積極的に推進して参りました。

以上のような活動を推進した結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、大型案件の納品や新規事業部門での売上計上など順調に推移し、公表値を2億円ほど上回り売上高31億29百万円（前期比10.5%増）となりました。利益につきましても過去最高益を更新し、営業利益3億28百万円（前期比8.4%増）、経常利益3億26百万円（前期比8.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億26百万円（前期比6.4%増）となりました。

なお、当社グループはERP導入関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。製品及びサービス毎の情報は以下のとおりであります。

(ERP導入事業)

売上高23億56百万円(前期比28.8%増)となりました。

(保守その他事業)

売上高7億72百万円(前期比22.8%減)となりました。

(2) **資金調達の状況**

当連結会計年度の所要資金は、主に自己資金により賅いました。

(3) **設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資の総額は68百万円であり、主に本社改装に伴う建物および工具器具備品の取得であります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第25期 令和3年6月期	第26期 令和4年6月期	第27期 令和5年6月期	第28期 (当連結会計年度) 令和6年6月期
売上高 (千円)	2,498,609	2,728,149	2,831,469	3,129,163
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	185,771	177,592	212,852	226,458
1株当たり当期純利益 (円)	77.73	75.77	92.18	99.41
総資産 (千円)	1,909,305	1,901,269	2,276,446	2,588,962
純資産 (千円)	1,110,921	1,180,956	1,325,369	1,484,236
1株当たり純資産額 (円)	456.58	500.34	568.05	637.79

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第25期 令和3年6月期	第26期 令和4年6月期	第27期 令和5年6月期	第28期 (当事業年度) 令和6年6月期
売上高 (千円)	2,498,609	2,711,349	2,824,919	3,128,851
当期純利益 (千円)	183,240	171,930	208,518	222,817
1株当たり当期純利益 (円)	76.67	73.35	90.30	97.81
総資産 (千円)	1,891,013	1,872,797	2,249,466	2,556,713
純資産 (千円)	1,095,108	1,159,480	1,299,559	1,454,786
1株当たり純資産額 (円)	449.98	491.10	556.72	624.86

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ワン・ハーモニー アドバイザー	10,000千円	100.0%	ERP導入コンサルティング事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

現在、国内顧客企業はITの面で二つの大きな潮流に呑み込まれています。それはパブリック・クラウドとデジタル・トランスフォーメーション(以下DX)です。これは個々の企業のニーズに関わらず、顧客のビジネスにおける市場やIT市場の大きな波であり、顧客企業はこの波を泳いで競争力に変えていくことが求められています。よって、我々は事業の継続と発展に向けて、これらの本質を受け止め、顧客企業を適切に導きサポートする技術を確認することが求められます。そこで、我々は以下の課題を解決していく必要があります。

①社会基盤としてのERPパブリッククラウドへの対応

SAPをはじめERPの提供は従来の顧客向けシステムから、パブリッククラウドとして皆が活用する社会基盤へ変化し始めています。よって、完全に個別企業向けシステムでは無く、社会基盤として提供されるシステムを使いこなす技術が顧客企業に求められ、それに応えることがIPSの使命です。具体的には、

(ア) Fit To Standardの為の導入方法論とサービスの開発

パブリック・クラウドサービスにおいては、従来のSAPと一線を画して、完全にSAPの標準機能に合わせた業務手順の変更が求められます。SAPに合わせて業務設計を行い業務手順を変更する、あるいはSAPに合わせる為に補完する業務手順の設計と実現が必要になります。よって、より顧客業務側に踏み込んだコンサルティングサービスの提供やソリューションが必要になり、その開発に取り組んで参ります。

(イ) 開発環境の変化への追従

パブリッククラウドでは従来のSAPと全く異なる開発環境が提供され、そこでしか拡張開発と呼ばれる顧客業務に合わせ得た業務機能を実現するプログラムの開発が出来ません。その開発環境における開発

技術の習得とそれに合わせた拡張開発プログラムの製品化に取り組んで参ります。

(ウ) 顧客のIT活用技術の育成

パブリッククラウドの有効活用は“導入”の一時点だけでなく、継続して顧客に求められる課題です。従って、顧客の中にIT活用力を育成して確立する必要があります。しかしながら国内中堅・準大手企業では内部にIT人材をほとんど抱えていません。顧客企業内部におけるIT人材の育成と確立、これに向けてのサービスの開発と提供に取り組んで参ります。

②DXによる真の効率化の実現

DX流行りの昨今ですが、新しい技術を適用した効率化やコストダウンの取組は良く見られますが、個別業務に対する取組がほとんどです。DXと呼ばれるに相応しい企業全体、経営そのものにインパクトがあるような取組は極わずかです。企業内部にはITを活用して企業変革・改革を実現することを推進する人材も方法論も無く、同様にそのようなサポートを行えるITコンサルティングファームもほとんどいないことが実態です。DXのみでなくERP導入効果を創出していく為にも、企業内部でITを活用した変革を推進することが不可欠です。そのような本質的な顧客価値の創出に向けて、サービスの開発に取組んでいく所存です。

③人材開発育成

IT市場は恒常的に人材難に喘いでいます。今や市場に人材を求めてもそこで需要を満たすことは困難であることがここ何年もの実態です。そこで、海外の人材を活用すると共に、改めて、新卒採用を中心に人材の育成に努め、企業に対する十分なロイヤリティを獲得すべく従業員満足度を高めていくことで充実した体制を構築していくことを本筋として取組んで参ります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（令和6年6月30日現在）

- ① コンピュータソフトウェアの開発、販売、輸出入
- ② コンピュータ及び関連機器の製造、販売、輸出入
- ③ コンピュータ及び関連機器並びにコンピュータソフトウェアの賃貸
- ④ 経営合理化及び情報処理システムの導入、利用に関する教育並びにコンサルタント業務
- ⑤ 情報処理システム運用業務の受託
- ⑥ 情報処理システム開発業務の受託
- ⑦ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所（令和6年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区
東 京 本 社	東京都千代田区

(9) 使用人の状況（令和6年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
147名	7名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
145名	7名増	37.7歳	7年4ヶ月

2. 株式に関する事項（令和6年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,848,000株
- ② 発行済株式の総数 2,466,000株
(うち自己株式188,025株を含む)
- ③ 株主数 3,436名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社ファウンテン	965,000株	42.38%
小 池 博 幸	68,400株	3.00%
高 田 智 士	58,600株	2.57%
田 中 晴 美	55,700株	2.44%
山 下 博	48,000株	2.10%
久 下 直 彦	38,200株	1.67%
加 藤 泰 正	20,000株	0.87%
河 野 俊 二	20,000株	0.87%
長 沢 光 浩	20,000株	0.87%
北 山 晋 輔	17,000株	0.74%

(注) 持株比率は自己株式（188,025株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

令和3年6月8日開催の取締役会決議における第6回新株予約権

- ・新株予約権の数 413個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び総数 普通株式 41,300株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1株につき1,053円
- ・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、原則として権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。

- ・新株予約権を行使することができる期間
令和5年6月22日～令和9年6月21日
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	413個	41,300株	2名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和6年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	渡 邊 寛	(有)ファウンテン取締役
取 締 役	久 下 直 彦	ITエンジニアリング事業部副事業部長
取 締 役	中 川 朋 子	管理部長
取 締 役	関 口 敏 弘	社長室長
取 締 役	榎 卓 生	税理士法人大手前総合事務所代表社員、(株)きちりホールディングス社外監査役、(株)TBグループ社外監査役
常 勤 監 査 役	木 村 久	
監 査 役	安 樂 國 廣	安樂行政書士事務所代表
監 査 役	秀 平 徹 晃	ひでひら司法書士事務所代表

- (注) 1. 取締役榎卓生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安樂國廣氏及び秀平徹晃氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安樂國廣氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	49,200	49,200		—	5
(うち社外取締役)	(3,600)	(3,600)	—	(—)	(1)
監査役	9,800	9,800		—	3
(うち社外監査役)	(3,600)	(3,600)	—	(—)	(2)
合計	59,000	59,000		—	8
(うち社外役員)	(7,200)	(7,200)	—	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。ストックオプションの内容及び交付状況は、「3. 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、平成13年9月21日開催の第5回定株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役榎卓生氏は、税理士法人大手前総合事務所の代表社員であります。なお、当社は税理士法人大手前総合事務所と税務顧問契約を締結しております。
監査役安樂國廣氏は、安樂行政書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
監査役秀平徹晃氏はひでひら司法書士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役榎卓生氏は、株式会社きちりホールディングス及び株式会社TBグループの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人等との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役の期待する役割に関して行った職務の概要
社外取締役	榎 卓生	当事業年度に開催された、取締役会13回すべてに出席いたしました。会計士・税理士及び上場企業の社外監査役にて培った豊富な経験と見識に基づき客観的・独立的な立場から有益な助言や提案等を行い、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	安楽 國廣	当事業年度に開催された、取締役会13回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。金融業・製造業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。
	秀平 徹晃	当事業年度に開催された、取締役会13回すべてに出席し、監査役会11回すべてに出席いたしました。司法書士業にて培った豊富な経験と見識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見をいただいております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人
- ② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 決議の内容の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行っております。
 - b 当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、常に危機管理意識を持ち、それらからの要求を断固拒否することを徹底します。また、警察・弁護士等の外部機関と連携し、組織的に対処いたします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る各種書類は法令等に従い、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、各リスクについてリスク管理責任者を定めております。
 - b 管理部は全体のリスクの統括管理を行い、リスク情報を集約し、組織的なリスク管理を行っております。
 - c 内部監査室は内部監査の一環として、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに関係諸部門のリスク管理責任者に対して報告し、対策を講じるとともに、取締役会、監査役会に報告するものとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策について機動的に策定するものとしております。
 - b 取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務を行っております。
 - c 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等の専門家と協力し、適宜適切なアドバイスを受け、適正かつ効率的な職務を行っております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底します。そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用します。
 - b 各部門の業務運営が法令・定款に適合していることを確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施します。
 - c 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行っております。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築が必要になった場合には速やかに当該体制を構築するものとします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、職務を補助すべき使用人は、各監査役と協議のうえ、取締役から独立した使用人を配置するものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。
 - b 当社グループの経営上に重要な影響を及ぼすおそれのある法律上、財務上の諸問題又は著しい損害を及ぼすおそれのある事象を発見した取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告するようにしております。
- ⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 各取締役は監査役と意見交換をする機会を確保するように努めております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての使用人が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

連結貸借対照表

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,224,740	流動負債	732,924
現金及び預金	1,027,332	買掛金	119,126
売掛金	847,001	未払金	188,742
仕掛品	103,438	未払費用	3,105
前払費用	237,161	未払法人税等	38,262
未収入金	9,109	未払消費税等	33,484
その他	695	前受金	314,550
固定資産	364,222	賞与引当金	15,128
有形固定資産	108,772	株主優待引当金	6,300
建物	64,946	その他	14,224
車両運搬具	1,949	固定負債	371,801
工具器具備品	22,872	退職給付に係る負債	371,801
土地	19,003	負債合計	1,104,725
無形固定資産	1,901	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,113	株主資本	1,451,763
その他	787	資本金	255,250
投資その他の資産	253,549	資本剰余金	113,145
投資有価証券	4,945	利益剰余金	1,215,536
関係会社株式	5,973	自己株式	△132,168
繰延税金資産	134,268	その他の包括利益累計額	1,111
差入保証金	76,178	その他有価証券評価差額金	1,111
その他	32,182	新株予約権	31,361
資産合計	2,588,962	純資産合計	1,484,236
		負債・純資産合計	2,588,962

連結損益計算書

(令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,129,163
売 上 原 価		2,176,582
売 上 総 利 益		952,581
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		624,140
営 業 利 益		328,440
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	167	
未 払 配 当 金 除 斥 益	73	
そ の 他	11	252
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	1,802	
為 替 差 損	16	
そ の 他	143	2,112
経 常 利 益		326,580
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,016	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,982	22,998
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		303,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88,154	
法 人 税 等 調 整 額	△11,030	77,123
当 期 純 利 益		226,458
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		226,458

連結株主資本等変動計算書

(令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	255,250	113,145	1,057,417	△132,137	1,293,676
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△68,340		△68,340
親会社株主に帰属する 当期純利益			226,458		226,458
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	158,118	△31	158,087
当連結会計年度末残高	255,250	113,145	1,215,536	△132,168	1,451,763

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	332	332	31,361	1,325,369
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△68,340
親会社株主に帰属する 当期純利益				226,458
自己株式の取得				△31
株主資本以外の項目の当連結会計年度 変動額(純額)	779	779	-	779
当連結会計年度変動額合計	779	779	-	158,866
当連結会計年度末残高	1,111	1,111	31,361	1,484,236

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ワン・ハーモニー アドバイザリー
- ・非連結子会社の名称 IPS HANOI COMPANY LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用会社の名称 株式会社スマート工場研究所、IPS HANOI COMPANY LIMITED
持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・関係会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
市場価格のない
株式等以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 棚卸資産

- ・仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～36年
工具器具備品	4年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

一時点で充足される履行義務として、システム導入サービスにおける開発等があり、検収完了時に収益を認識することとしております。

一定期間にわたり収益を認識する取引として、システム利用料や保守等のサービス提供の履行義務があります。履行義務が時間経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 ー千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注したプロジェクトのうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上し、対応する仕掛品と相殺して表示しております。

受注損失引当金の見積りにおいては、プロジェクトごとの見積原価総額が請負金額を超えると予想される場合、引当金の計上が必要となります。また、見積原価総額の算出にあたっては、プロジェクトごとの進捗を通じてリスク管理を実施し、将来発生する工数及び外注費の見積りを実施しております。それらの将来原価総額の見積りの前提条件の変更等が発生した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 117,363千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,466,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年9月26日 定時株主総会	普通株式	68,340	30.00	令和5年6月30日	令和5年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	79,729	35.00	令和6年6月30日	令和6年9月26日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 75,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは経営活動に必要な資金の調達を銀行借入及び自己資金にて賄っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクに重要性が認められる債権債務はありません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、関係会社株式（連結貸借対照表計上額5,973千円）は市場価格がないため次表には含めておりません。

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	4,945	4,945	—
差入保証金	76,178	71,035	5,142

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他 株式	4,945	—	—	4,945

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	71,035	—	71,035

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・差入保証金

将来キャッシュ・フローを返還見込日までの期間及び無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上収益は顧客に提供するサービスの種類により、「ERP導入事業」「保守その他事業」に分解しております。売上収益はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解情報は次のとおりであります。

(単位：千円)

	ERP導入事業	保守その他事業
顧客との契約から生じる収益	2,356,573	772,590
外部顧客への売上高	2,356,573	772,590

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	517,860	847,001
契約負債	209,217	314,550

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。当期に認識した収益のうち、期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は、180,492千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 637円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 99円41銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,183,583	流動負債	730,126
現金及び預金	986,660	買掛金	122,615
売掛金	846,657	未払金	188,701
仕掛品	103,438	未払費用	1,787
前払費用	237,021	未払法人税等	37,670
未収入金	9,109	未払消費税等	31,508
その他	695	前受金	314,550
固定資産	373,129	預り金	12,863
有形固定資産	108,700	賞与引当金	14,128
建物	64,946	株主優待引当金	6,300
車両運搬具	1,949	固定負債	371,801
工具器具備品	22,800	退職給付引当金	371,801
土地	19,003	負債合計	1,101,927
無形固定資産	1,901	純資産の部	
ソフトウェア	1,113	株主資本	1,422,312
電話加入権	787	資本金	255,250
投資その他の資産	262,528	資本剰余金	113,145
投資有価証券	4,945	資本準備金	94,202
関係会社株式	15,973	その他資本剰余金	18,943
長期前払費用	863	自己株式処分差額	18,943
繰延税金資産	133,807	利益剰余金	1,186,085
差入保証金	75,898	利益準備金	936
会員権	6,075	その他利益剰余金	1,185,148
保険積立金	24,964	繰越利益剰余金	1,185,148
資産合計	2,556,713	自己株式	△132,168
		評価・換算差額等	1,111
		その他有価証券評価差額金	1,111
		新株予約権	31,361
		純資産合計	1,454,786
		負債・純資産合計	2,556,713

損 益 計 算 書

(令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,128,851
売 上 原 価		2,189,689
売 上 総 利 益		939,161
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		615,623
営 業 利 益		323,538
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	168	
未 払 配 当 金 除 斥 益	73	
そ の 他	11	252
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	1,802	
為 替 差 損	16	
そ の 他	143	2,112
経 常 利 益		321,679
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,016	
関 係 株 式 評 価 損	4,982	22,998
税 引 前 当 期 純 利 益		298,680
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,868	
法 人 税 等 調 整 額	△11,005	75,862
当 期 純 利 益		222,817

株主資本等変動計算書

(令和5年7月1日から
令和6年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準 備金	その他資 本剰余金 自己株式 処分差額	資本剰余金 合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当事業年度期首残高	255,250	94,202	18,943	113,145	936	1,030,671	1,031,607	△132,137	1,267,866
当事業年度変動額									
剰余金の配当						△68,340	△68,340		△68,340
当期純利益						222,817	222,817		222,817
自己株式の取得								△31	△31
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）									—
当事業年度変動額合計	—	—	—	—	—	154,477	154,477	△31	154,446
当事業年度末残高	255,250	94,202	18,943	113,145	936	1,185,148	1,186,085	△132,168	1,422,312

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額 等合計		
当事業年度期首残高	332	332	31,361	1,299,559
当事業年度変動額				
剰余金の配当				△68,340
当期純利益				222,817
自己株式の取得				△31
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額（純額）	779	779	—	779
当事業年度変動額合計	779	779	—	155,226
当事業年度末残高	1,111	1,111	31,361	1,454,786

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式
その他有価証券
市場価格のない
株式等以外のもの
移動平均法による原価法によっております。

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～36年
工具器具備品	4～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
特許権につきましては、定額法（8年）を採用しております。
商標権につきましては、定額法（10年）を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
 - (4) 受注損失引当金
ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

- (5) 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

一時点で充足される履行義務として、システム導入サービスにおける開発等があり、検収完了時に収益を認識することとしております。

一定期間にわたり収益を認識する取引として、システム利用料や保守等のサービス提供の履行義務があります。履行義務が時間経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

受注損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 一千万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 受注損失引当金」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	117,231千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	22,000千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	4,438千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

1. 売上高	20,000千円
2. 外注委託費	45,742千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 188,025株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金		113,771千円
未払事業税		4,032
一括償却資産		1,158
賞与引当金		4,323
資産除去債務		2,519
長期前払費用		264
未払社会保険料		546
株式報酬費用		4,103
関係会社株式評価損		1,524
研究開発費		6,361
その他		12
繰延税金資産	小計	138,618千円

評価性引当額		△4,320
繰延税金資産	合計	134,297千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		490千円
繰延税金負債	合計	490千円

繰延税金資産純額		133,807千円
----------	--	-----------

[関連当事者との取引に関する注記]

関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	株式会社 スマート工場研究所	－(注1) [79.20]	業務支援	業務支援 料の受取 (注2)	20,000	売掛金	22,000

注) 1. 持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。

なお、議決権所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	624円86銭
1株当たり当期純利益	97円81銭

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年8月21日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和5年7月1日から令和6年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年8月21日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 秀康 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの令和5年7月1日から令和6年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して

計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年8月22日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会

常勤監査役	木	村	久	Ⓜ
社外監査役	安	樂	國	Ⓜ
社外監査役	秀	平	徹	Ⓜ

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、令和6年6月期の業績、財務状況等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき35円00銭
総額79,729,125円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年9月26日（木曜日）

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

事業環境が急速かつグローバルに変化するなか、当社グループは持続的成長を目指すために、統治体制と事業執行体制を分離して、若手世代による事業執行体制を構築してまいります。

SAP事業を補完する新たなサービス開発と事業会社の設立を機動的に行えるようにすることで、経営戦略の立案・実行を促進し、社員に成長機会を与えとともに、若手の経営幹部ポジションを増やすことで、社員のモチベーション向上を図ってまいります。

現IPS社には管理部門が残り、グループ戦略および経営管理を担います。そして現IPS社100%出資の子会社を設立し、当該子会社に現IPSのSAP事業及び事業体制を移管し、意思決定の迅速化を図ることで、グループ経営の効率化およびガバナンスの更なる高度化により、当社グループの企業価値向上を目指します。

以上の理由により、2025年7月1日をもって持株会社に移行するため、当社のSAPサービス事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が吸収分割承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収分割契約書

株式会社アイ・ピー・エス（以下「甲」という。）と株式会社アイ・ピー・エス分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲が営むSAP事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は以下のとおりである。

- ① 甲：吸収分割会社
商号：株式会社アイ・ピー・エス
住所：大阪府大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪タワーB16階
- ② 乙：吸収分割承継会社
商号：株式会社アイ・ピー・エス分割準備会社
住所：大阪府大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪タワーB16階

第3条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上効力発生日を変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- ① 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、債権、債務、契約上の地位、及びその他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
- ② 前項により乙が承継する債務については、甲が前条の効力発生日をもって併存的債務引受を行うものとする。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
- ③ 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割によって乙に承継することが、本契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基

づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

- ④ 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2025年6月30日現在の甲の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎として、効力発生日において確定するものとする。

第5条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して乙の株式1株を交付する。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次のとおりとする。但し、効力発生日までの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- | | |
|---------|----|
| ① 資本金 | 0円 |
| ② 資本準備金 | 0円 |
| ③ 利益準備金 | 0円 |

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関して必要な事項について、それぞれの株主総会の承認を求めるものとする。

第8条（競業避止義務を負わない旨の確認）

甲は、本吸収分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条記載の甲若しくは乙の分割承認株主総会又は法令に定める関

係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2024年9月2日

甲 大阪府大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪タワーB16階
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役社長 渡邊 寛

乙 大阪府大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪タワーB16階
株式会社アイ・ピー・エス分割準備会社
代表取締役社長 赤松 洋

別紙：承継権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年6月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、効力発生日において確定する。

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

1. 現金及び預金（ただし、本吸収分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営に関する事業（以下、「グループ経営管理事業」という。）及びITエンジニアリング事業にかかる現金及び預金を除く。）
2. 売掛金（ただし、ITエンジニアリング事業及び甲にて効力発生日以降も管理すべき売掛金を除く。）
3. 仕掛品
4. 前払費用（ただし、グループ経営管理事業及びITエンジニアリング事業にかかる前払費用を除く。）

(2) 知的財産

特許権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権は承継しないものとし、乙が本事業で使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する

2. 承継の対象となる負債

(1) 流動負債

1. 買掛金
2. 前受金

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務は乙に承継しない

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及びグループ経営管理事業に関する契約を除く。）

(2) 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。）

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

① 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して株式1株を発行し、吸収分割会社である当社に対し割り当てます。割り当てる株式数は、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

② 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

③ 吸収分割承継会社成立日の貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2024年9月2日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	—
現金及び預金	10	固定負債	—
固定資産	—		
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
資産合計	10	負債・純資産合計	10

- ④ 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、持株会社体制移行後を踏まえ、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）について変更を行うものであります。

なお、これらの変更につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび本吸収分割の効力が生じることを条件として、本吸収分割の効力発生日である2025年7月1日（予定）に変更の効力が発生するものとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（商号） 当社は、 <u>株式会社アイ・ピー・エス</u> と称し、英文では <u>IPS CO., LTD.</u> と表記する。	第1条（商号） 当社は、 <u>IPSホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>IPS HOLDINGS CO., LTD.</u> と表記する。
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むこと <u>ならびに国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を取得・所有することより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
1～10（条文省略）	1～10（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第 1 条(効力発生日)</p> <p><u>定款第 2 条の変更は、2025年 7 月 1 日にその効力が生じるものとする。なお、本条は、変更の効力発生後、これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わたなべ ひろし 渡 邊 寛 (昭和37年11月16日生)	昭和60年4月 コベルコシステム株式会社入社 平成9年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成13年12月 有限会社ファウンテン取締役（現任）	—
2	くげ なお ひこ 久 下 直 彦 (昭和42年11月17日生)	昭和63年4月 株式会社関西JBA（現 東芝情報システム株式会社）入社 平成9年7月 当社入社 平成13年4月 当社保守開発部部長 平成14年9月 当社取締役 平成15年8月 当社営業部部長 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成20年9月 当社取締役（現任） 令和2年12月 当社事業開発室管掌 令和4年10月 当社ITエンジニアリング事業部副事業部長（現任）	38,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なか がわ とも こ 中 川 朋 子 (昭和46年1月24日生)	平成6年4月 株式会社パソナ入社 平成10年2月 当社入社 平成12年7月 当社管理部マネージャー 令和3年9月 当社取締役管理部長(現任)	11,400株
4	あか まつ よう 赤 松 洋 (昭和59年9月10日生)	平成19年4月 当社入社 平成29年7月 当社執行役員営業本部副本部長 平成30年7月 当社上席執行役員 令和3年7月 当社常務執行役員SAPサービス事業部長(現任)	—
5	えのき たく お 榎 卓 生 (昭和38年2月23日生)	昭和60年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 平成9年4月 榎公認会計士・税理士事務所開業 平成10年6月 S P K株式会社社外監査役 平成12年1月 株式会社マネジメントリファイン代表取締役 平成14年10月 税理士法人大手前総合事務所代表社員(現任) 平成17年9月 株式会社きちりホールディングス社外監査役(現任) 平成23年6月 東和メックス株式会社(現 株式会社TBグループ)社外監査役(現任) 平成28年9月 当社社外取締役(現任)	10,300株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 榎卓生氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待する役割の概要

榎卓生氏は、公認会計士・税理士であり、会社財務に精通し、これまで多くの企業の監査業務や経営指導に従事しております。また同氏は経営者として、会社運営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

4. 榎卓生氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、榎卓生氏との間で社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

今般、将来選任される取締役も含め、取締役に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるため及び取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の額は、2001年9月21日開催の第5回定時株主総会において、年額200百万円以内とすることをご承認頂いております。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を行う方法（以下「無償交付方式」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）

本議案に基づき無償交付方式又は現物出資方式により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年30,000株以内、その報酬等の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50,000千円以内（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。

また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制

限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とする。）といたします。

ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）ですが、第4号議案取締役5名選任の件が原案どおり、承認可決されますと、現状どおり取締役は5名（うち、社外取締役1名）となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

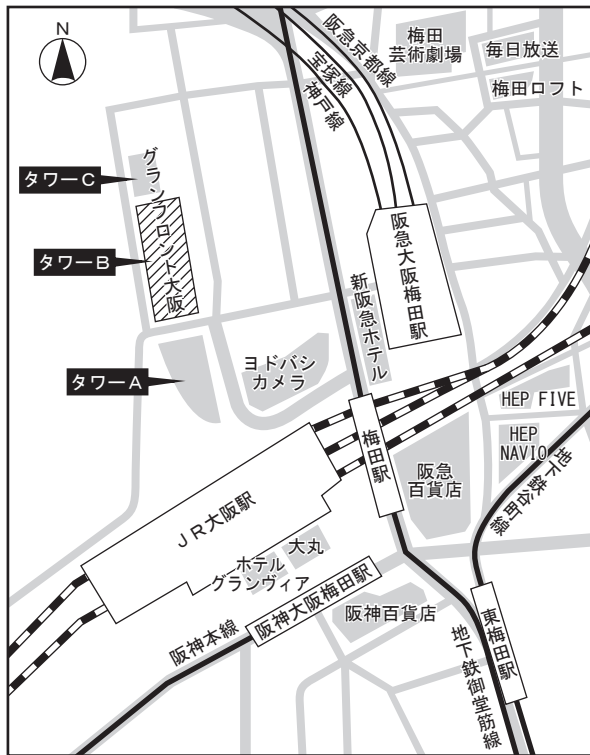
- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当社の取締役会で定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役会その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)の地

位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

株主総会会場ご案内図

- 会 場 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB 10階
カンファレンスルームB01
TEL 06-6292-6236(代表)
- 交 通 JR大阪駅より徒歩約5分
地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩約10分
阪急大阪梅田駅より徒歩約10分



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください賜りますようお願い申し上げます。